(提出先)

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 会長 様

申請者	所 在	地	
	名	称	
	代表者	職名	

修学旅行誘致促進事業助成金 交付申請書

修学旅行誘致促進事業助成金交付要領第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり、 助成金の交付を申請します。

記

日程			年	月	В		~		年	月	E	3		
松山市内での宿泊日		月	В		施設名									
広島地域での宿泊日		月	日		施設名									
学校名		学校												
児童・生徒人数			名											
基本・加算の別		IJ	内容			助成金額								
助	(1)基本額 (100人上限)		松山市内での宿泊				1	500	×		人	=		円
成	(該当に○)		松山市内	山市内と広島地域に宿泊			2	600	×		人	=		円
金の			JR路線または航路利用			30,000 円			円					
種	(2)加算額		新規校加算			30,000			円					
類	(該当に○)		地域加算(九州出発)			10,000			円					
			松山体験プログラム加算			20,000			円					
文付申請額 ※(基本額×児童または生徒人数)+各加算額														
発行責任者			部署				役職	戈						
			氏名				連絡	先						
発行担当者 ——			部署					役職						
			氏名			連絡	先							

【注意】

※助成金額の算定の対象は児童または生徒に限ります。引率やその他の同行者は含まれません。

【参考】瀬戸内·松山地域 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

(交付の申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の出発日の前日までに 交付の申請をしなければならない。ただし、次に定める場合は、この限りではない。
- (1) 出発日が令和7年4月1日に設定されているもの。
- (2) その他瀬戸ツー会長(以下「会長」という。)が認めるもの。
- 2 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。 ただし、(2)で申請内容(宿泊先及び加算額等)が確認できる場合は、(3)及び(4)の提出を省略 することができる。
- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 修学旅行行程表
- (3) 宿泊先が確認できる書類
- (4) 加算額の適用条件を満たすことが確認できる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

別表 (第3条関係)

	条件	児童または生徒 1人あたりの基準額	適用される 最大人数	上限額		
基本額	松山市内での宿泊	500円	100名	50,000円		
	松山市内と広島地域(広島市、 呉市、廿日市市) に宿泊	600円	100名	60,000円		

	条件	対象事業	1校あたりの加算額
加算額	JR路線または 航路利用加算	次のいずれかが行程に含まれるもの。 ・西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社 の運行する鉄道路線 ・広島(広島港) -呉(呉港) -松山(松山観光港) 航路(石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が 運行するクルーズフェリー、スーパージェット) ・広島地域-松山(松山観光港・大浦港)のチャータ	30,000円
	新規校加算	松山市で初めて修学旅行を実施する学校	30,000円
	地域加算	出発地が九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)の学校	10,000円
	松山体験 プログラム加算	松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、 吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験、SDGs プロ グラム、その他会長が認めるもの	20,000円